### 改正

昭和52年3月25日条例第15号 昭和54年2月16日条例第1号 昭和55年3月26日条例第15号 平成元年3月23日条例第26号 平成4年9月28日条例第34号 平成9年3月18日条例第7号 平成9年9月22日条例第15号 平成10年3月17日条例第27号 平成12年3月24日条例第30号 平成15年3月28日条例第13号 平成16年12月24日条例第25号 平成24年12月27日条例第37号 平成26年3月31日条例第17号 令和元年9月30日条例第19号

# 高萩市水道事業給水条例

#### 目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 給水装置の工事及び費用 (第9条-第18条)

第3章 給水(第19条—第22条)

第3章の2 貯水槽水道 (第22条の2・第22条の3)

第4章 料金及び手数料 (第23条-第33条)

第5章 取締り (第34条-第38条)

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高萩市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の 供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 法 水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
  - (2) 給水装置 需用者に水を供給するため市長が施設した配水管から分岐して設けられた給水 管及びこれに直給する給水用具をいう。
  - (3) 料金 水道使用料金をいう。
  - (4) 料金等 水道使用料金及びメーター使用料をいう。

(給水装置の種類)

- 第3条 給水装置は次の4種とする。
  - (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所で専用するもの
  - (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの
  - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
  - (4) 集団給水装置 受水槽以下に各戸ごとの独立給水設備を有し、かつ、独立の生計を営む要件を備えるもの

(給水装置の所有者の代理人)

**第4条** 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し市長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道使用に関する事項を処理させるため管理人を選 定し、市長に届け出なければならない。
  - (1) 給水管を共有する者
  - (2) 給水装置を共用する者
  - (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 市長は前項の管理人が不適当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人その他従業者の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(届出の義務)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者はあらかじめ市長に届け出て、その承認を

受けなければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 給水装置を料率の異なる用途に変更使用するとき。
- (3) 私設消火栓を演習のために使用するとき。
- (4) 臨時用給水装置を設置するとき。
- 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者、所有者又は代理人は、直ちに市長に届け 出なければならない。
  - (1) 消防のため私設消火栓を使用したとき。
  - (2) 給水装置の所有権に異動が生じたとき。
  - (3) 共用栓の使用戸数に異動が生じたとき。
  - (4) 使用者に変更があったとき。
  - (5) 所有者、代理人の住所に変更があったとき。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

- 第9条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去(以下「工事」という。)をしようとする者は、市 長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に申し込 まなければならない。
- 2 前項の申込みを受けた指定給水装置工事事業者は、別に市長が定めた書類を作成し、直ちに市 長に申請しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、別に市長が定める。 (工事の施行)
- 第10条 工事の設計及び施行は、指定給水装置工事事業者が行う。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市 長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受 けなければならない。

(構造及び材質)

- 第11条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条の定めによると ころによる。
- 2 市長は、給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合しないと認めるときは、給水の 申請を拒むことができる。

3 市長は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めると きは、その基準に適合するまで給水を停止することができる。

### 第12条 削除

(工事の費用負担)

第13条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が市の費用で施行すること が適当と認めたときは、この限りでない。

### 第14条及び第15条 削除

(給水装置の管理及び報告義務)

- 第16条 使用者又は所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、水質に異状があるときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 2 使用者は、給水装置を保管し、異状があるときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 使用者は、給水装置に異状があるときは、直ちに指定給水装置工事事業者に修理の申込みをしなければならない。
- 4 市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。
- 5 前2項の規定による検査及び措置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。
- 第17条 使用者又は所有者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 給水装置を他の器物又は施設と連絡して使用することによって水を汚染させないようにすること。
  - (2) 水道メーター(以下「メーター」という。)の検針、検査又は修繕の障害となる建築物、 工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(第三者の異議についての責任)

第18条 工事の施行について、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任において処理するものとする。

#### 第3章 給水

(給水の原則)

- 第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条 例の規定による場合を除くほか、制限し、又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、停止又は断水のため損害を生ずることがあっても、市はその 責を負わない。

(私設消火栓の使用)

- 第20条 私設消火栓は、消防又は演習の場合を除くほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を演習のため使用するときは、市水道職員の立会いを要する。

(メーターの設置及び保管)

- 第21条 給水量は、市のメーターをもって計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは市長が設置して貸与し、所有者又は使用者に管理させる。
- 第22条 メーターの貸与を受けた者は、その保管について責任を負わなければならない。
- 2 保管者が管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損したときは、その損害を弁償しなければならない。

#### 第3章の2 貯水槽水道

(市の責務)

- 第22条の2 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。) の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務)
- 第22条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の 状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道(高萩市安全な飲料水の確保に関する条例(平成26年高萩市 条例第4号)第2条第3号に定める小簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、同条例第 20条の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなけれ ばならない。
- 3 前2項に定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めると ころにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなけれ ばならない。

# 第4章 料金及び手数料

(料金等の納付の義務)

第23条 料金等は、水道の使用者から徴収する。

2 共用栓の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負う。 (料金)

**第24条** 料金は、次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

	料金	基本料金(1月につき)		従量料金(1立方メートルにつき)	
種別	用途	水量	金額	水量区分	金額
専用給	一般用	8立方メートル	1,120円	9立方メートル以上	150円
水装置		以下		20立方メートル以下	
				21立方メートル以上	175円
				30立方メートル以下	
				31立方メートル以上	185円
				40立方メートル以下	
				41立方メートル以上	210円
				100立方メートル以下	
				101立方メートル以上	280円
	営業用	15立方メートル	2,170円	16立方メートル以上	150円
		以下		20立方メートル以下	
				21立方メートル以上	175円
				30立方メートル以下	
				31立方メートル以上	185円
				40立方メートル以下	
				41立方メートル以上	210円
				100立方メートル以下	
				101立方メートル以上	280円
	団体用	20立方メートル	2,920円	21立方メートル以上	175円
		以下		30立方メートル以下	

i	ı	İ	İ	1	1
				31立方メートル以上	185円
				40立方メートル以下	
				41立方メートル以上	210円
				100立方メートル以下	
				101立方メートル以上	280円
	工業用	50立方メートル	8,620円	51立方メートル以上	210円
		以下		100立方メートル以下	
				101立方メートル以上	280円
	浴場営	100立方メートル	7, 340円	101立方メートル以上	70円
	業用	以下			
	臨時用	10立方メートル	2,130円	11立方メートル以上	280円
		以下			
共用給	一般用	8 立方メートル	1,120円	 専用給水装置 一般用に	こ同じ
水装置		以下			
私設消火	〈栓	1 基	760円	演習1回につき(5分以	300円
				内)	
				5分を超える場合(1分	70円
				ごと(こ)	
集団給	集団住	専用給水装置の	専用給水装置の	専用給水装置の例により	) 個別に計算して得
水装置	宅用	例により個別に	例により個別に	た額	
		計算して得た水	計算して得た額		
		量			

- (1) 「一般用」とは、家庭における日常生活の用途に使用するもので営業用、工業用、団体用、 浴場営業用以外のものをいう。
- (2) 「営業用」とは、営業又は営業に付随する用途に使用するものをいう。
- (3) 「工業用」とは、主として製造業等の工場、事業所等においてその事業用水又は事業に付随する用途に使用するものをいう。
- (4) 「団体用」とは、官公署、学校(保育所含む。)、事業所、病院等の用途に使用するものをいう。

- (5) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場の用途に使用するものをいう。
- (6) 「臨時用」とは、工事等の施行その他一時の用途に使用するものをいう。
- (7) 「集団給水装置・集団住宅用」とは、受水槽以下にアパート、雑居ビル等、各戸ごとに独立の給水設備を有し、かつ、独立の生計を営む要件を備えるものをいう。
- 2 基本水量のある基本料金は、使用水量が基本水量に達しなくてもこれを徴収する。
- 3 第1項に規定する表の区分により難いときの料金は、その都度市長が定める。
- 4 第7条第1号の規定による水道使用の中止又は廃止の届出がないときは、基本料金を徴収する。 (メーターの使用料)

第25条 メーターの使用料は、次の表に定める金額に100分の110を乗じて得た額とする。

	20,11,111	
	口径 (ミリメートル)	使用料(1月につき)
13		50円
20		100円
25		120円
30		170円
40		250円
50		700円
75		1,000円

(料金の算定)

**第26条** 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

(水量及び用途の認定)

- 第27条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認 定し、又はその用途の適用を定める。
  - (1) メーターに異状があったとき。
  - (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
  - (3) 使用水量が不明のとき。
  - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(中途使用の場合の料金)

- 第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を中止した時の基本料金は、次のとおりとする。
  - (1) 給水期間が15日以下のときは、基本料金の2分の1とする。
  - (2) 給水期間が16日以上のときは、1月とみなして計算する。
- 2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。た だし、その使用日数が同じ場合は、それぞれの料率によって計算する。

(料金の前納)

- 第29条 臨時給水その他で市長が必要であると認めたときは、給水装置使用申込みの際に、市長が 定める料金を前納させることができる。
- 2 前項の料金は、使用中止の届出があったときに精算する。ただし、届出がない場合は、市長が 使用中止の状態にあると認めたときに精算する。

(用途その他の認定)

第30条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(料金等の徴収方法)

第31条 料金等は、納入通知書又は口座振替の方法で毎月徴収する。ただし、市長が必要であると 認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第32条 手数料は、次に定めるとおり指定給水装置工事事業者から徴収する。

<del>第四本</del> 「数件は、以に		0
種類	区分	金額
給水工事申請手数料	10,000円未満 1件につき	500円
	10,000円以上 30,000円未満 1件につき	1,000円
	30,000円以上 50,000円未満 1件につき	2,000円
	50,000円以上 100,000円未満 1件につき	3,700円
	100,000円以上 1件につき	工事費に100分の
		5を乗じて得た額
		(100円未満の端
		数を生じた場合は
		切り捨てる。)
l 道路占用申請手数料	国、県道の占用を要するもの1件につき	1,000円

指定給水装置工事事業者	1件につき	10,000円
申請手数料		
指定給水装置工事事業者	1件につき	10,000円
更新手数料		

(料金及び手数料の減免)

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、手数料、料金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

### 第5章 取締り

(給水の停止)

- **第34条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
  - (1) 使用者が料金等又は手数料を指定期間内に納入しないとき。
  - (2) 使用者が正当な理由なく使用水量の計量又は検査を拒み、又は妨げたとき。
  - (3) 給水栓を汚染のある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

- 第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、給水装置を切り離すことができる。
  - (1) 給水停止処分中に、止水栓を開放したとき。
  - (2) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
  - (3) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

- **第36条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。
  - (1) 給水装置の新設等の申込みをしないで給水装置を新設し、改造し、又は撤去した者
  - (2) 正当な理由なくして、メーターの設置、使用水量の計量、給水装置の検査又は給水の停止 を拒み、又は妨げた者
  - (3) 給水装置の管理義務を著しく怠った者
  - (4) 料金等又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺、その他不正の行為をした者 (料金を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金等又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を 免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第15号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、水道メーターの点検に係る水道使用料金の適用については、昭和54年5月1日以降の点検に係る水道使用料金から適用する。

附 則(昭和55年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年5月1日以降の点検に係る水道使用料金から適用する。

附 則(平成元年条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金及び使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高萩市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して 供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金及び使用料の支払いを 受ける権利の確定されるものに係る料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第34号)

この条例は、平成4年10月1日から施行し、平成4年12月1日以降の点検に係る水道使用料金から適用する。

附 則(平成9年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金及び使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高萩市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して

供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金及び使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高萩市水道事業給水条例第11条第1項の規定は、平成9年10月1日以 後の給水装置工事申請から適用し、同日前の申請によるものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成10年条例第27号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年条例第13号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月の定例日に行われる検針によって算定される水道使用料金については、なお従前 の例による。

附 則 (平成26年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高萩市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して

供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金等の支払を受ける権利 の確定されるものに係る料金等については、なお従前の例による。

# 附 則(令和元年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (料金等に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の高萩市水道事業給水条例第24条及び第25条の規定にかかわらず、施行 日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金等の 支払を受ける権利の確定されるものに係る料金等については、なお従前の例による。